

岐阜県医師会 新型コロナウイルス感染症通信【8号】

5月4日に政府は緊急事態宣言の延長を発表しました。

岐阜県を含む13都道府県は特定警戒都道府県の指定が延長され、今までと同様の外出等の自粛が要請されています。その他の34県では、一定の感染防止策を前提に社会・経済活動の再開が一部容認されました。

県内の累計患者数は、5月5日現在150名で、死亡された方は6名です。岐阜県における新規患者数の増加の歯止めがかかりつつある状況で、4月23日に2名の新規患者が発表された以降、5月2日の1名の発表以外に新規患者発生はありません。すでに死亡退院を除いて105名が退院されています。入院中は38名です。また、ナイトクラブ、高級肉料理店、岐阜市等の事業所関係の3つのクラスターに関しても、終息宣言が出されました。

岐阜県では4月20日から後方支援施設への患者の移送も始まっており、支援施設からの退所者も出ています。後方支援施設で医療面においては、地域医師会の先生方にもご協力を頂いております。あらためて感謝いたします。

帰国者・接触者外来の増加策及び対応能力向上策については、県内でも地域の医師会等が運営する地域外来・検査センターの設立の準備が始まり、東濃地区ではすでに開設されたそうです。センター運営には先生方の協力が不可欠です。基幹病院等の負担軽減のためにも、地域の先生方のご協力をお願いいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の流行に関しては、受診者数の減少などで、売り上げが減少している診療所等も多いです。医療機関でも受けられる助成金をまとめました。

これら以外でもその他条件によって受けられる助成金や、また独自の助成金を行っている市町村もあります。

1 雇用調整助成金が拡充されました

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高等が1か月で5%以上減少し、雇用調整（休業）について労使間で協定し、その決定に沿って雇用調整を実施したときに支給されます。

休業を実施した場合に支払った休業手当に相当する額とされ、助成率は、中小企業で4/5、解雇等を行わないときは9/10となります（1人1日の最高は8330円）。

細かい規定がありますし、提出書類等も多いです。しかし、手続きの簡素化が検討されつつあるなど、規定は随時変更されています。

2 持続化給付金が新設されました

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者が対象となります。給付金額は、最高で中小法人等は200万円、個人事業主は100万円です。比較的提出書類が少ないので、該当者は申請しやすい内容です。

岐阜県医師会ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」掲載中！

岐阜医師会では、新型コロナウイルス感染症に関して、情報発信に努めています。本会HPの「新型コロナウイルス感染症関連情報」又は日本医師会HPのメンバーズルームを随時チェックされることをお勧めします。